

九州電力川内原発 1 号機の再稼働に強く反対し抗議する声明

- 1 2015 年 8 月 11 日、九州電力川内原発 1 号機が再稼働した。2013 年 9 月 15 日に関西電力大飯原発 4 号機が定期点検のために停止し、日本は原発稼働ゼロの状態にあったが、政府及び九州電力は原発のない社会を望む大多数の国民の声を無視して再稼働に踏み切った。

福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、国民の安全を第一に考え、原発依存政策からの撤退を求める自由法曹団は、この歴史的暴挙に強く抗議する。

- 2 政府は、原子力規制委員会が新規規制基準に適合したと判断した原発を再稼働させるとして原発推進政策を明言し、この間、川内原発 1 号機は新規規制基準に適合したとして再稼働の準備を推し進めてきた。

自由法曹団は、これまでも新規規制基準は決して安全性基準ではないということを強調し、新規規制基準に合格した原発の再稼働を進めるとする政府の原発推進政策に対し正面から反対し、警鐘を乱打してきた。

2015 年 4 月 14 日の福井地方裁判所の高浜原発運転差止仮処分決定においても、新規規制基準は緩やかにすぎ、新規規制基準に適合しても原発の安全性は確保されず、新規規制基準自体が合理性を欠くものであると明確に判断されている。

- 3 特に川内原発に関しては、川内原発の抱える巨大噴火対策、緊急時対応、避難計画等の具体的な問題点を示してきた（2014 年 5 月 19 日付け「川内原発の再稼働に向けた動きに反対する決議」、2014 年 7 月 23 日付け「川内原発の再稼働に反対する声明」、2014 年 11 月 7 日付け「住民の意思を無視して鹿児島県薩摩川内市議会、同市長、鹿児島県議会及び同県知事が川内原発再稼働に同意したことに対し強く抗議する声明」）。

火山噴火の危険性については、昨年 9 月の御嶽山や本年 5 月の口永良部島の噴火が全く予知できなかったことをみれば明らかなおり、事前の噴火予知は不可能である。仮に異変を察知したとしても、噴火の規模を判断することは困難であり、原発を止めるか否かの判断をすることは事実上不可能である。さらには、予兆観測後に川内原発敷地内の使用済み核燃料を外部に搬出するというのも、搬送手段・搬送期間・搬送場所など具体的な策はなく、現実的に不可能である。

避難計画に関しては、実効性の乏しい机上の空論と言わざるを得ず、万が一の事態に住民の安全を確保することは不可能である。

- 4 猛暑の今夏も電力は安定的に供給されており、原発稼働ゼロによる電力不足の懸念はなく、原発を再稼働する必要性はない。

自由法曹団は、福島第一原発の事故による凄惨な現実を顧みず、住民の命や生活の安全を無視する川内原発 1 号機の再稼働に強く反対し抗議する。

2015 年 8 月 12 日

自由法曹団 団長 荒井新二